〔民医連新聞連載・３１００～図表１点で２８００字〕

連載タイトル「日本社会はどうなっている？」

第５話　“戦争する国づくり”を抜け出す道

こんにちは、神戸女学院大学の石川康宏です。前回は、日米関係の現状を、戦争直後の軍事占領にまで遡ってみました。占領の初期、米軍は男女平等や政治犯の釈放などを日本に求め、１９４７年には日本国憲法も施行させました。ところが、その後、占領方針を大きく変えて、日本を“アメリカ言いなり”の軍事大国につくりかえようとしていきます。今回のお話はその続きです。

〔米ソ「冷戦」と自衛隊の発足〕

　アメリカが日本の占領政策を変える背景にあったのは、「冷戦」体制（アメリカを頂点とする資本主義側と、ソ連を頂点とする「共産主義」側の敵対関係）が、世界に急速に広がったことでした。

戦後、アメリカは、東アジアの主な軍事拠点を中国に置こうと考えていました（第二次大戦で両者は同じ連合国）。ところが１９４９年の革命で、中国にはアメリカに敵対的な共産党政権が生まれます。前年の４８年には、朝鮮半島が南北にわかれ（日本が植民地化するまで朝鮮は一国でした）、北をソ連・中国側が、南をアメリカ側が支援するという軍事的な緊張関係も生まれていました。

こうした変化の中で、アメリカは、日本を「アジアにおける反共（反共産主義）の砦にする」（４８年１月、ロイヤル陸軍長官）という方針を打ち出します。そして、アメリカは憲法第９条の変更をただちに日本に求めました。

１９５０年に南北が衝突する朝鮮戦争がはじまり、日本にいた大量の米軍が、朝鮮半島に渡ります。この時、日本国内で反戦運動が強まることを恐れたマッカーサー（日本占領の最高責任者）は、吉田首相と相談し、日本に「警察予備隊」をつくらせます。目的は平和を求める国民運動を、力で押さえ込むことでした。

４５年の帝国軍隊の解体で、日本は軍隊のない国になっていましたが、ここからその再建が始まります。警察予備隊には、旧帝国軍隊の職業軍人が多数参加し、武器は米軍が提供、訓練は米軍基地内で行われました。これが、その後、５２年に保安隊、５４年に自衛隊となります。自衛隊の大もとは、アメリカの戦争への協力を目的に、アメリカの指示でつくられた抑圧力でした。

５２年４月２８日に日本の軍事占領は終わりますが、同じ日に旧安保条約（調印は占領下）が発効します。第１条は「アメリカ合衆国の陸軍、空軍及び海軍を日本国内及びその附近に配備する権利を、日本国は、許与し、アメリカ合衆国は、これを受諾する」というものです。ここには、占領後も日本を〈米軍の基地国家〉にとどめようとするアメリカ側の強い意思が込められていました。同じこの日、サンフランシスコ講和条約により、沖縄はアメリカの統治下に移されます。

〔自衛隊をアメリカの戦争に参加させる〕

さらにアメリカは、自衛隊を米軍の手下として、より積極的に活用しようとします。日本側にも、それを通じて、再び世界への影響力を強めたいという野望がありました。

６０年の新安保条約の第５条は、日本国内で日米「いずれか一方に対する武力攻撃」があった場合、「共通の危険に対処するように行動する」（第５条）となっています。これに基づいて７８年には、日本が攻撃されること（日本有事）などを想定して、共同行動の具体的な指針（日米ガイドライン）づくりが始められました。

その後、この共同行動の範囲に大転換をもたらしたのが、９６年の日米安保共同宣言です。９１年のソ連崩壊で、米ソ「冷戦」に区切りがついたと考えたアメリカは、世界の中での日米関係の位置づけなおし（再定義）を進めました。その結果、この宣言では、日米の共同はアジア太平洋地域（なんと広い！）の安定を目指すものとされたのです。

この線にそって、９７年には新ガイドラインが合意され、９８年には日本に周辺事態法がつくられます。これは、日本の安全に大きな影響を及ぼす事態を「周辺事態」（地理的概念でなく！）と呼び、これに日米共同で対処するとしたものでした。

　２０１４年７月１日、安倍内閣は集団的自衛権の行使容認を、閣議（大臣たちの会議）で決定しました。日本がどこから攻撃されていなくても、アメリカが「わが国の防衛のため」と叫んで戦争を始めれば、これに参加するというものです。

憲法第９条は、「日本国民は・・・国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」「国の交戦権は、これを認めない」としていますから、この決定はどう考えても憲法違反です。

こんなことは認められないという声が、どの新聞の調査でも回答の過半数を超えています。安倍首相と閣僚を「憲法尊重擁護義務」（第９９条「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」）違反で、国家公務員法にもとづいて懲戒処分すべきだという訴えも起こされています。

世界でも多くの国が、不安と不信を表明しました。その中で、アメリカはもちろん「大歓迎」の姿勢です。ヘーゲル国防長官は７月１日、この決定は「自衛隊がより広い範囲で任務を遂行でき、日米同盟をより効果的にする」「（ガイドライン）の再改定を通じた同盟強化の努力を『補完する』」ものだと述べました。

日米ガイドラインの再改定をめぐる会議で、すでに議論されていた自衛隊の活動範囲は、地図に示された通りです。その目的は、アメリカが「不安定の弧」と呼ぶ、南アジアや中東地域での今後の戦争に、自衛隊を参戦させることでしかありません。

その後、日本政府は、尖閣列島をめぐる中国との諍いに米軍の支援を求めましたが、ヘーゲル長官は「（日本政府に）中国との建設的な関係を育成するよう」伝えただけでした。日中間の紛争には立ち入らないという意思表示です。

〔“アメリカ言いなり”を抜け出す道〕

かつての敗戦から来年で７０年になります。それにもかかわらず、日本は今なおアメリカの〈基地国家〉で、自衛隊はアメリカの戦争にますます深く組み入れられようとしています。私たちには、ここから抜け出す道はないのでしょうか。

じつはその方法は、日米関係の基本を定めている新安保条約の第１０条に書かれています。「この条約が十年間効力を存続した後は、いずれの締約国も、他方の締約国に対しこの条約を終了させる意思を通告することができ、その場合には、この条約は、そのような通告が行なわれた後一年で終了する」。

この「通告」は合意を必要としません。日本政府がアメリカに伝えさえすれば、１年後に、わが国は、アメリカへの基地提供の義務も、共同行動の義務もなくなります。それは、戦後の軍事占領を引きずるのでない、対等・平等で、独立国同士にふさわしい健全な日米関係をつくる道を、初めて開くものとなるでしょう。

今回はここまでです。次回はもっと広い視野をもって、日本をとりまく世界の変化をとらえてみます。



「しんぶん赤旗」２０１３年１月１８日付

※上の図が不鮮明であれば、『「おこぼれ経済」という神話』の１３１ページをご活用ください。